

J R 四国労組ニュース

平成29年6月19日（No24／1）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／幸 大

36 協定違反に関する 団体交渉継続！

本部は、4月24日に開催された経営協議会において説明を受けた「36 協定違反」について、本日2回目の交渉を行った。

なお、会社より「労働基準法36条の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定の一部改正」について提案があり協議した。

【会社提案】

労働基準法36条の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定の一部改正について

平成29年6月

J R 四 国

労働基準法36条の規定に基づく時間外及び公休日労働に関する協定（以下、「36 協定」という）について、以下のとおり一部改正する。

1 時間外労働時間数の1日の限度の一部改正

1日 8時間

ただし、次に定める日及び理由により勤務を命ずる場合に限り18時間

- (1) 特別休日、調整休日及び代休
- (2) 乗務員勤務における非番
- (3) 非常災害以外で、設備故障、旅客・列車対応等で早期の対応が必要な場合

2 現協定の取扱いと新協定の締結について

平成29年2月22日締結の現在の36 協定については、平成29年6月30日をもって労使合意の上で解約することとし、平成29年7月1日より上記の改正内容を盛り込んだ新たな36 協定を締結することとする。

《主な交渉内容》

【組合】組合は、これまで現場における要員不足を訴えてきたが、残念ながら改善されていないのが現状である。今回の36 協定違反の背景は要員不足も原因の1つであると考える。業務の実態を把握し、実情に応じた要員を確保すべきである。

【会社】直ちに社員数を増やすのは困難ではあるが、近年では採用数の拡大や中途採用により要員確保に努めてきた。また、来年度については新規採用者をさらに拡大するとともに、エキスパート社員の定着化を図り、要員不足の解消に努めていきたいと考えている。

J R 四国労組ニュース

平成29年6月19日（No24／2終）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／幸 大

- 【組合】通常の対応では要員不足の解消は難しいと考えることから、短期・中期・長期の考えを踏まえ、一度は思い切った要員の確保等を実施すべきである。
- 【会社】貴側の申し入れを踏まえ、鋭意検討したい。
- 【組合】今回の提案は、36協定違反を追認しただけとしか受け止められないと考える。違反を受けた見直しであれば、1日の時間外労働時間数の限度を引下げるべきではないか。
- 【会社】貴側の主張は理解するが、現在の要員需給等を勘案すれば、今回の提案内容とせざるを得ないとする。1日の時間外労働時間数の限度については、8時間の見直しは困難であるが、ただし書きの18時間については検討したい。
- 【組合】確かに急な要員不足解消が難しいことは理解するが、いつまで、どの程度等を開示できないのか。また、要員不足が解消すれば、今回の改正内容は無くすのか。
- 【会社】現状が良いとは思っていないが、明確な時期等を開示するのは困難である。今回の改正内容を無くすことについては、将来的に安定的な要員確保が図れる見込みがたてば、その段階で議論できると考えている。
- 【組合】今回発生した日勤職場での協定違反は、再発防止はもちろんであるが、その他の職場においても再発防止策を講じるべきである。また、乗務員の泊まり勤務の明番における協定違反についても、行路を抜本的に見直す等会社として対策を講じるべきである。
- 【会社】日勤職場においては、管理者の指導・教育の徹底を図るとともに一般社員に対しても教育を行っていきたいと考えている。また、乗務員については、泊まり勤務の明番に2暦日にまたがる臨時勤務を指定する場合、初日が8時間を超える行路が動力車乗務員で2割弱、列車乗務員で3割程度あるため、1日8時間を超える臨時勤務が発生しないよう次期ダイヤ改正に向けて行路の見直しを行うとともに、今年度列車乗務員として運転職場に配属される新卒者については、これまでは秋頃に各系統に配属されていたが、少しでも長く列車乗務員として従事できるよう他系統の要員需給も考慮しつつ検討したいと考えている。
- 【組合】工務職場では日勤をして、そのまま夜業で働き、残業もするといういつ休んでいるのかという勤務がある。36協定違反に限らず、改善すべきである。
- 【会社】夜業の前には十分な休養を取れるように指導していく。
- 【組合】管理者への指導・教育とは、具体的にどのような方法を考えているのか。
- 【会社】管理者については、各現場に出向いて指導をするとともに系統ごとでの教育を実施したいと考えている。また、一般社員については、集合研修において36協定の内容の理解と深度化を図るための教育を実施したいと考えている。
- 【組合】若手の列車乗務員を中心に、連続勤務で休みが取れない社員もいる。健康悪化にも繋がりがかねないため、連続勤務を改善して特定の組合員にのみ負担がかからないような歯止め策を講じるべきである。
- 【会社】臨時勤務の回数及び連続勤務の日数制限の導入等、社員の健康管理に留意した歯止め策を検討したいと考えている。
- 【組合】新協定の有効期間については、議論を深めていくためにも半年や1年間という長期の締結は困難である。
- 【会社】貴側の主張を踏まえ、適正な期間を検討したい。

交渉終了後、業務対策委員会を開催し、新協定の締結期間の取り扱いも含め団体交渉を継続することとし、交渉日程については窓口と調整することとした。

以 上